

めぐみこども園の教育・保育のチェックリスト100

No.

チェックシート

I 園の基本姿勢について(10項目)

教育・保育理念や目標の理解

- Q1 園の教育・保育理念や目標を理解している。
- Q2 教育・保育要領と教育・保育理念及び目標の関係を理解し、教育・保育の全体的な計画、教育課程、及び子育ての支援計画に基づいて、指導計画を立てている。

認定こども園としての社会的責任の理解

- Q3 園児の人権に十分配慮し、園児一人一人の人格を尊重した教育・保育を行っている。
- Q4 個人情報適切に取り扱うとともに、保護者からの苦情に対し、その解決を図るよう努めている。

子育ての支援業務についての理解

- Q5 認定こども園として子育ての支援が必須であることを理解している。

発達の重要性を理解

- Q6 園児の発達過程のおおむね8つの区分を理解し、園児一人一人の発達に合わせ指導や援助をしていくことの重要性を理解している。

リスクマネジメント

- Q7 園児の事故予防及び救急・救命処置、火災・地震・不審者侵入等を想定した避難訓練などの危機管理ができています。

教育・保育の評価

- Q8 PDCA サイクルを用いて、教育・保育の内容などの評価を行い、その結果を公表するとともに、課題を見だし、質の向上や改善に努めている。

職員としての心構え

- Q9 就業規則などの諸規則を理解し、守り、業務遂行に当たって正確・迅速、かつ、こまめに報告・連絡・相談を実践している。
- Q10 保育教諭等は、自己が成長するための基本である研修に意欲を持って取り組んでいる。

II 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(85項目)

第1章 総則

- 第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標
- 第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成
- 第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項

- 第1 ねらい及び内容 健康/人間関係/環境/言葉/表現 第2 保育の実施上の配慮事項

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項

- 第1 一般的な配慮事項 第2 特に配慮すべき事項

第1章 総則(35項目)

第1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標

1 教育及び保育の基本

- Q11 幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(以下「認定こども園法」という。)第2条第7項に規定する、①満3歳以上の子どもに対する教育、②保育を必要とする子どもに対する保育、③子育ての支援 を目的とすることを理解している。
- Q12 乳幼児期の成長は周囲への依存を基盤にしつつ自立に向かうものであることを考慮して、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、園児一人一人が安心感と信頼感を持っていろいろな活動に取り組む体験を教育・保育の中で十分に行っている。
- Q13 園児は、園生活を通し、安定した情緒の下で、自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを理解している。
- Q14 乳幼児期における自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを理解している。
- Q15 乳幼児期における発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであることを理解している。
- Q16 保育教諭等は、園児の主体的な活動が確保されるよう、園児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成している。

2 教育及び保育の目標

Q17 認定こども園法第9条に規定する6つの教育及び保育の目標の達成に努めるとともに、これらが満3歳未満の園児の保育にも当てはまることを理解している。

第2 教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成

Q18 教育及び保育の内容に関する全体的な計画は、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即して作成されていることを理解している。

Q19 具体的なねらいと内容を組織するために、教育課程に係る教育期間や園児の生活経験、発達の過程などを考慮している。

Q20 幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないことを理解している。

Q21 幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準としていることを理解している。

Q22 幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間4時間を含む。)は、1日につき8時間を原則としていることを理解している。

第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

1 発達の連続性

Q23 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を展開するに当たり、園児の発達の連続性を考慮している。

2 園児の生活

Q24 園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえ、園児一人一人の状況に応じ、教育及び保育の内容やその展開について工夫している。

3 環境を通して行う教育・保育の充実

Q25 満3歳未満の園児については、特に健康、安全や発達の確保を十分に図っている。

Q26 満3歳以上の園児については、同一学年の園児で編制される学級による集団活動をしている。

Q27 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに、一日の生活のリズムを整えるよう工夫している。

Q28 家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については学級による集団活動とともに、満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を、園児の発達の状況にも配慮しつつ、適切に組み合わせて設定するなどの工夫をしている。

4 養護

(1) 生命の保持

Q29 園児一人一人の平常の健康状態や発育及び発達の状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応している。

Q30 園児の疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な環境の維持及び向上に努めている。

(2) 情緒の安定

Q31 保育教諭等との信頼関係を基盤に、園児一人一人が主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信を持つことができるよう成長の過程を見守り、適切に働き掛けている。

5 健康及び安全

(1) 健康支援

ア 健康状態や発育及び発達の状態の把握

Q32 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時、把握している。

Q33 園児の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合及び虐待が疑われる場合には、市町村(特別区を含む。以下同じ。)や関係機関と連携を図っている。

イ 健康増進

Q34 学校保健計画に基づいて、そのねらいや内容を明確に知り実行している。

Q35 健康診断を行ったときは、認定こども園法第27条において準用する学校保健安全法第14条に従い、結果に基づいた疾病の予防処置、治療の指示、運動及び作業の軽減等適切な措置を行っている。

ウ 疾病等への対応

Q36 園児の疾病等の事態に備えて、適切な管理の下に対応できるようになっている。

(2) 環境及び衛生管理並びに安全管理

ア 環境及び衛生管理

Q37 学校環境衛生基準(換気、採光、照明、保温、施設内各所及びあらゆる設備の清潔保持、その他環境衛生の維持、感染症の蔓延防止)を理解して実践している。

イ 事故防止及び安全対策

- Q38 学校安全計画の策定等を通じ、職員の共通理解と体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行っている。
- Q39 地域や施設の実情に応じて作成した危険等発生時対処要領に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備え、緊急事案・災害発生時のマスコミへの対応策や園児の安全な引き渡し、心のケアについても必要な対応を計画し実践している。

(3) 食育の推進

- Q40 食育の計画を作成し、教育及び保育の内容に関する全体的な計画並びに指導計画に位置付けている。また、その評価及び改善に努めている。
- Q41 園児が自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、園児と調理員とのかかわりや食に対する環境に配慮している。
- Q42 体調不良、食物アレルギー、障害のある園児など、園児一人一人の心身の状態等に応じ、学校医、かかりつけ医等の指示及び協力の下に適切に対応している。

6 子育ての支援

(1) 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

- Q43 園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ、保護者との相互理解を図っている。
- Q44 子育て力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加を促している。

(2) 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

- Q45 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には、当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して、当該地域において必要と認められるものを適切に実施している。

第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項(30項目)

- Q46 第2章に示すねらいは心情・意欲・態度などであり、内容はねらいを達成するために指導する事項ということを理解している。
- Q47 園児の発達側の側面から、5領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)とは、それぞれ何に関する領域であるのかを理解している。
- Q48 各領域に示すねらいとは、園児が様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであることを理解している。
- Q49 各領域に示す内容とは、環境にかかわって展開する具体的な活動を通して、総合的に指導されるものであることを理解している。

第1 ねらい及び内容

健康

- Q50 「健康」とは、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養うことであることを知っている。

1 ねらい 2 内容

- Q51 健康のねらい及び内容を理解している。

3 内容の取扱い

- Q52 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤とし、十分に体を動かす気持ちよさを体験させ、自ら体を動かそうとする意欲を育てている。
- Q53 基本的な生活習慣の形成に当たり、他の園児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で、生活に必要な習慣を身に付けさせている。

人間関係

- Q54 「人間関係」とは、他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養うことであることを知っている。

1 ねらい 2 内容

- Q55 人間関係のねらい及び内容を理解している。

3 内容の取扱い

- Q56 保育教諭等との信頼関係に支えられて、自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮している。
- Q57 集団の生活を通して、園児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮している。

環境

- Q58 「環境」とは、周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うことであることを知っている。

1 ねらい 2 内容

- Q59 環境のねらい及び内容を理解している。

3 内容の取扱い

- Q60 園児が遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性(数量文字等)に気付き、自分なりに考えることができるようにしている。

言葉

Q61 「言葉」とは、経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うことであるのを知っている。

1 ねらい 2 内容

Q62 言葉のねらい及び内容を理解している。

3 内容の取扱い

Q63 言葉は身近な人に親しみを持って接し、自分の感情や意志などを伝え、それに相手に応答し、その言葉を聞くことを通して次第に獲得されていく仕組みであることを理解している。

Q64 園児が日常生活の中で、文字などを使いながら、思ったことや考えたことを伝える喜びや楽しさを味わい、文字に対する興味や関心を持つようにさせている。

表現

Q65 「表現」とは、感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにすることであることを知っている。

1 ねらい 2 内容

Q66 表現のねらい及び内容を理解している。

3 内容の取扱い

Q67 体験から得た感動を他の園児や保育教諭等と共有し、様々な機会を通して表現することなどを養うようにしている。

第2 保育の実施上の配慮事項

1 乳児期の園児の保育に関する配慮事項

Q68 園児一人一人の発育及び発達の状態や、健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。

Q69 園児一人一人の生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育教諭等が応答的にかかわるように努めている。

2 満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する配慮事項

Q70 生活に必要な基本的な習慣については、園児一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。

Q71 探索活動が十分できるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整えている。

Q72 保育教諭等が仲立ちとなって、友達の気持ちや友達とのかかわり方を丁寧に伝えている。

3 満3歳以上の園児の保育に関する配慮事項

Q73 けんかなど葛藤を経験しながら次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮している。

Q74 きまりがあることの大切さに気付き、自ら判断して行動できるよう配慮している。

Q75 自然と触れ合う中で園児の豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われることを踏まえ、自然とのかかわりを深めることができるよう工夫している。

第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項（20項目）

Q76 幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、園児が自ら意欲を持って環境とかわるによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図っている。

第1 一般的な配慮事項

Q77 指導計画作成に当たっては、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより、活動を選択・展開している。

Q78 具体的なねらい及び内容は、幼保連携型認定こども園の生活における園児の発達の過程を見通し、園児の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、園児の興味や関心、発達の実情などに応じて設定している。

Q79 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成している。また、反省や評価を適切に行っている。

Q80 教育・保育の活動をそれぞれの時期にふさわしく展開している。

Q81 園児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達が促されるようにしている。

Q82 長期の指導計画とは、長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる指導計画であり、短期の指導計画とは、長期の指導計画との関連を保ちながらより具体的な園児の生活に即した週、日などの指導計画であることを理解している。

Q83 園児の行う活動は、個人、異年齢等によるグループ、学級全体などで多様に展開している。

Q84 保育教諭等は、園児にとっての理解者、共同作業者等、様々な役割を果たしている。

Q85 幼保連携型認定こども園においては、その教育及び保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながるものであることを理解している。

第2 特に配慮すべき事項

Q86	園児の発達の人差、入園した年齢の違いなどによる集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、園児一人一人の発達の特性や課題に十分留意している。
Q87	満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成している。また、満3歳以上の園児については、個の成長と、園児相互の関係や協同的な活動を促すよう配慮している。
Q88	一日の生活のリズムや在園時間が異なる園児が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るとともに、園児に不安や動揺を与えないようにする等の配慮を行っている。
Q89	睡眠時間は、在園時間が異なることや園児の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないように配慮している。
Q90	長時間にわたる保育については、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けている。
Q91	個々の園児の障害の状態や特別な配慮を要する場合などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことを理解している。
Q92	行事の指導に当たっては、幼保連携型認定こども園の生活の自然な流れの中で、生活に変化や潤いを与え、園児が主体的に楽しく活動できるようにしている。
Q93	小学校との連携とは、園児の発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図るとともに、幼保連携型認定こども園の園児と小学校の児童の交流の機会、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会を設けるなどであることを知っている。
Q94	家庭や地域社会と連続性を保ちつつ、幼保連携型認定こども園における生活を展開している。
Q95	保護者と園児との活動の機会を設けている。また、保護者の乳幼児期の教育及び保育に関する理解が深まるよう配慮している。

Ⅲ 園独自の取り組みについて(5項目)

Q96	園の独自の教育・保育方針及び教育・保育体制を把握している。
Q97	園の延長保育等(13事業へのかかわり)や独自事業について理解している。
Q98	園と小中学校との接続事業やアブローチカリキュラムを理解している。
Q99	法人研修及び外部や内部研修等に意欲を持って積極的に参加している。
Q100	市町村の独自の事業(敬老会等)及び地域の事業(消防等)へ園として積極的に参加していることを理解している。

<評価方法>

十分理解できている(十分できている)…◎3点 理解している(できている)…○2点 ふつう…▲1点 努力が必要…×0点

集計結果 (チェック3回分)

評価	回答人数 入力してください		1回目				2回目				3回目			
	◎	○	▲	×	◎	○	▲	×	◎	○	▲	×		
I 園の基本姿勢について(10項目)	33	81	30	26	37	77	24	32	39	74	24	33		
II 第1章 総則(35項目)	124	283	101	87	124	273	79	119	110	262	90	133		
第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項(30項目)	95	244	94	77	93	252	73	92	69	220	64	157		
第3章 指導計画作成に当たって配慮すべき事項(20項目)	74	151	63	52	62	168	36	74	38	156	32	114		
III 園独自の取り組みについて(5項目)	18	28	23	16	11	33	20	21	8	37	13	27		

レーダー

